



2025年5月14日

各 位

会 社 名 住友化学株式会社
代表者名 社長執行役員 水戸 信彰
(コード番号: 4005 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小林 俊二
(TEL. 03-5201-0200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月20日開催予定の第144期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2025年3月3日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2025年6月20日開催予定の第144期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設を行うものであります。
- (2) 当社の取締役会決議は取締役会を開催して行うことを原則といたしますが、取締役会のより機動的な意思決定を可能とするため、会社法第370条に基づき、取締役の書面または電磁的記録による同意により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、規定を新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月20日 (予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月20日 (予定)

以 上

別 紙

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第 2 章 株 式 (基 準 日) 第 7 条 当社は毎事業年度末日において株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時総会において権利を行使すべき株主とみなす。 ② 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。 第 3 章 株 主 総 会 (開催時期) 第 11 条 当社の定時総会は毎年 6 月に開催する。 ② 前項のほか必要あるときは臨時総会を開催する。 第 4 章 取締役および取締役会	第 1 章 総 則 (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> 第 2 章 株 式 (基 準 日) 第 7 条 当社は毎事業年度末日において株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時<u>株主</u>総会において権利を行使すべき株主とみなす。 ② (現行どおり) 第 3 章 株 主 総 会 (開催時期) 第 11 条 当社の定時<u>株主</u>総会は毎年 6 月に開催する。 ② 前項のほか必要あるときは臨時<u>株主</u>総会を開催する。 第 4 章 取締役および取締役会

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第17条 当会社に取り締役<u>15</u>名以内を置く。 (新 設)	(取締役の員数) 第17条 当会社に取り締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>10</u>名以内を置く。 ② 当会社に<u>監査等委員である取締役5名以内を置く。</u>
(取締役の選任) 第18条 (新 設) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(取締役の任期) 第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時<u>株主</u>総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ 会社法第329条第3項に基づき選

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および各監査役</u>に対し会日3日前ま でに発する。ただし、緊急の場合に はこの期間を短縮することができ る。 (新 設) (代表取締役等) 第21条 取締役会はその決議をもって代表 取締役若干名を選定する。 ② 取締役会はその決議をもって取締 役または執行役員中から社長1名を 選定する。 ③ 取締役会はその決議をもって取締 役中から会長および副会長各1名を 選定することができる。	<u>任された補欠の監査等委員である取 締役の選任決議が効力を有する期間 は、選任後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役 に対し会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合にはこの期間を 短縮することができる。 <u>(取締役会の決議の省略)</u> 第21条 当社は、取締役が取締役会の決 議の目的である事項について提案を した場合において、当該提案につき 取締役（当該事項について議決に加 わることができるものに限る。）の 全員が書面または電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは、当該 提案を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。 (代表取締役等) 第22条 取締役会は、その決議によって取 締役（監査等委員である取締役を除 く。）中から代表取締役若干名を選 定する。 ② 取締役会は、その決議によって取 締役（監査等委員である取締役を除 く。）または執行役員中から社長1 名を選定する。 ③ 取締役会は、その決議によって取 締役（監査等委員である取締役を除 く。）中から会長および副会長各1 名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。	(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。
第23条 (省 略)	第25条 (現行どおり)
(執行役員) 第24条 取締役会はその決議をもって執行役員を置き、当社の業務を分担して執行させることができる。	(執行役員) 第26条 取締役会はその決議によって執行役員を置き、当社の業務を分担して執行させることができる。
<u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の数)</u> 第25条 当社の監査役6名以内を置く。	(削 除) (削 除)
<u>(監査役を選任)</u> 第26条 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(監査役任期)</u> 第27条 監査役任期は、選任後4年以内	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第28条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> <u>(常勤の監査役)</u> 第29条 <u>監査役会はその決議をもって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役の報酬等)</u> 第30条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。</u> <u>(社外監査役の損害賠償責任)</u> 第31条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新 設) (新 設)	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) 第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 6 章 計 算 第<u>32</u>条 (省 略) 第<u>35</u>条 (新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第28条 監査等委員会はその決議によって <u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u> 第 6 章 計 算 第29条 (現 行 ど お り) 第<u>32</u>条 <u>(附則)</u> <u>第144期定時株主総会の終結前の社外 監査役（社外監査役であった者を含 む。）の行為に関する当会社に対する損 害賠償責任を限定する契約については、 同定時株主総会の決議による変更前の定 款第31条の定めるところによる。</u>